

# 三重県公共事業事前評価実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、三重県が実施する公共事業の効率性及び実施過程の透明性の確保ため、事業実施前に行う事業事前評価（以下「事前評価」という。）について必要な事項を定める。

## (事前評価対象事業)

第2条 県が実施する公共事業のうち、農林水産部、県土整備部所管のものを対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は除く。

- (1) 災害復旧事業（改良復旧にかかる事業を含む）
- (2) 維持管理事業（維持補修費、管理費、現状施設の機能維持を図る事業、標識等の交通安全対策にかかる事業）
- (3) 住宅事業

なお、国庫補助事業等において、当該事業を所管する省庁から別途事前評価の対象事業要件が示された場合は、その要件に従って事前評価を実施する。

## (事前評価の実施)

第3条 各事業担当課は、事前評価対象事業の事前評価書を作成し、三重県公共事業総合推進本部事務局（県土整備部公共事業運営課）へ事業実施前に提出する。

2 事前評価は、各事業担当課が、事業の必要性とその効果等を踏まえ、次の各号の視点について評価を行うものとする。

- (1) 費用便益分析
- (2) 戦略性・緊急性等実施の妥当性
- (3) 地元の意向
- (4) その他必要事項

## (事前評価結果の公表)

第4条 事前評価箇所数及び事業実施予定個所の評価結果と評価手法を公表する。

## (その他)

第5条 この要綱に定めるものの他、事前評価の実施に必要な事項は別に定める。

## (附則)

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。